

自転車での「事故に遭わない」「事故を起こさない」ために 2年 交通安全教室『自転車シミュレータ』 10月8日(火)



都内では、自転車による交通事故割合が非常に高くなっているそうです。そうした現状もあり、11月1日から道路交通法が改正され、自転車にも罰則が適用されるようになります。また、「事故に遭わない」「事故を起こさない」ために、私たち自身が正しい交通ルールを知っておくことが大切です。そこで今回、日本交通安全教育普及協会にご協力いただき、2年生対象に自転車シミュレータを活用した安全教室を実施しました。

はじめに、「自転車安全利用五則」について、実際の危険な場面などスクリーン画像で見ながら学習しました。

- ・車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用

その後、代表生徒6名が自転車シミュレータを体験、他の生徒もその映像をスクリーンで見ながら、講師の方の解説で自転車運転をする中での様々な危険について確認しました。



自転車安全利用宣言証

私は、ルール・マナーを守り
自転車の安全利用に努めます
年 月 日

氏名 _____

上記宣言を認めます

東京都
電話 03-5388-3124

東京都 自転車安全利用宣言証

自転車を安全に利用するために

① 車道の右側通行禁止

② 飲酒運転・夜間の無灯火・放置等の禁止

③ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認などのルール・マナーを遵守します。

東京都自転車安全利用条例により、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入する必要があります。

ロゴマークに込められた思い：タロウト氏(キャラクターアーティスト)
自転車利用者が、思いやりの気持ちを持つことで、安全利用につながれば

終了後、受講した全員に「自転車安全利用宣言証」と「反射板シール」をいただきました。

このたびの道路交通法の改正により、いわゆる「ながらスマホ」についての指導・取り締まりが強化されます。なにより、「事故に遭わない」「事故を起こさない」ために、今回の学習を活かし、安全な自転車運転をしていきましょう。